

参 考

- 参考-1 大阪市エリアマネジメント活動促進
条例、規則等文書一式…………… 36
- 参考-2 大阪市都市計画提案制度手続き要綱…… 90
- 参考-3 関係法令の条文抜粋…………… 108

参考-1 大阪市エリアマネジメント活動促進条例、規則等一式

大阪市エリアマネジメント活動促進条例

交付日 平成26年3月4日

大阪市条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、エリアマネジメント活動（市民、事業者、土地又は建物の所有者等（以下「市民等」という。）による主体的なまちづくりの推進を図る活動という。以下同じ。）に関する計画の認定、当該計画の実施に要する費用の交付等に関する事項を定めることにより、市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共的空間の創出及び維持発展を促進し、もって都市の魅力の向上に資することを目的とする。

(地区運営計画の認定)

第2条 認定都市利便増進協定（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第74条の5に規定する認定都市利便増進協定をいう。以下同じ。）に基づき、当該認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設（法第46条第13項に規定する都市利便増進施設をいう。以下同じ。）の一体的な整備又は管理を行おうとする都市再生推進法人（法第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人をいう。以下同じ。）は、その行おうとする都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する計画（以下「地区運営計画」という。）を作成し、市規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その地区運営計画の認定の申請をすることができる。ただし、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行う区域における地区計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号の地区計画をいう。以下同じ。）において、エリアマネジメント活動により適切に都市施設の整備又は管理を行うこととする旨が、当該区域の整備、開発及び保全に関する方針として定められている場合に限る。

2 地区運営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行う区域及びその面積
- (2) 前号の区域における都市施設の現状及び課題
- (3) 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の目的及び内容
- (4) 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行う期間（以下「整備等実施期間」という。）
- (5) 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する収支計画
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 整備等実施期間は、5年を超えないものとする。ただし、第1項の認定を受けた都市再生推進法人（以下「エリアマネジメント団体」という。）が、当該認定を受けた地区運営計画（次条第1項の規定による変更があったときは、当該変更後のもの。以下「認定地区運営計画」という。）に係る整備等実施期間の終了後に、同一の認定都市利便増進協定に基づき、継続して都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行おうとする場合にあつては、整備等実施期間は、7年を超えないものとする。

4 市長は、第1項の認定の申請があつた場合において、その地区運営計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 第1項ただし書に規定する地区計画の内容に適合していること
- (2) 整備等実施期間が当該都市利便増進施設に係る認定都市利便増進協定の有効期間内であること
- (3) 当該都市利便増進施設に係る認定都市利便増進協定の内容に適合していること
- (4) 当該地区運営計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が公共性の高いものであって、かつ、都市機能の増進に寄与するものであると認められること
- (5) 当該地区運営計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が円滑かつ確実に実施されると認められるものであること

5 市長は、第1項の認定をしたときは、第6条第1項の規定による交付に要する費用に充てるための分担金の徴収に関する条例の制定のために必要な手続をとるものとする。

(地区運営計画の変更)

第3条 エリアマネジメント団体は、認定地区運営計画の変更をしようとするときは、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の規定は、前項の認定の申請があった場合について、準用する。

(地区運営計画の廃止)

第4条 エリアマネジメント団体は、認定地区運営計画の廃止をしようとするときは、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(年度計画の認定)

第5条 エリアマネジメント団体は、認定地区運営計画に係る整備等実施期間の各年度ごとに、当該年度における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する計画（以下「年度計画」という。）を作成し、市規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その年度計画の認定の申請をしなければならない。

2 年度計画には、当該年度内に実施する都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の内容及び当該整備又は管理に関する収支計画を具体的に記載しなければならない。

3 市長は、第1項の認定の申請があった場合において、その年度計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 当該年度計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が認定地区運営計画の内容に照らし適切なものであると認められること
- (2) 当該年度計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が円滑かつ確実に実施されると認められるものであること
- (3) 次条第3項の分担金の徴収に関する事項を定めた条例が制定されていること（費用の交付等）

第6条 本市は、前条第1項の認定を受けたエリアマネジメント団体に対し、市長が定めるところにより、当該認定を受けた年度計画（以下「認定年度計画」という。）に基づき実施される都市利便増進施設の一体的な整備又は管理（以下「認定整備等」という。）に要する費用に相当する額を交付するものとする。

2 本市は、前項の規定による交付に要する費用に充てるため、認定整備等の実施

により利益を受ける者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金を徴収するものとする。

3 前項の分担金の徴収に関する事項については、別に条例で定める。

（実績報告）

第7条 エリアマネジメント団体は、各年度の認定整備等の終了後、市規則で定めるところにより、認定整備等に関する実績報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 認定整備等の実施状況
- (2) 認定整備等の実施に係る収支状況
- (3) 認定整備等の実施の効果
- (4) その他市長が必要と認める事項

（是正措置等）

第8条 市長は、前条第1項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、エリアマネジメント団体に対し、認定整備等の実施状況及び実施に係る収支状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告の内容を審査した結果、認定整備等を継続して行うのに支障があると認めるときは、エリアマネジメント団体に対し、認定整備等の実施に関し必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（地区運営計画の認定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認定地区運営計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により第2条第1項の認定、第3条第1項の認定又は第5条第1項の認定を受けたとき
- (2) 第7条第1項の実績報告書の提出をせず、若しくは虚偽の実績報告書の提出をし、又は前条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき
- (3) 前条第2項に規定する必要な措置を講じないとき
- (4) エリアマネジメント団体が都市再生推進法人の指定を取り消されたとき
- (5) 当該認定地区運営計画に係る認定都市利便増進協定の認定が取り消されたとき
- (6) 当該地区運営計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を継続して行うことが不可能であると認められるとき
- (7) その他第2条第4項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認められるとき

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、当該認定地区運営計画に係る認定年度計画の認定を取り消すものとする。

（施行の細目）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大阪市エリアマネジメント活動促進条例施行規則

公布日 平成26年3月31日

大阪市規則第126号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成26年大阪市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(地区運営計画の認定申請)

第3条 条例第2条第1項の規定による申請は、第1号様式による地区運営計画認定申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 申請を行おうとする法人が都市再生推進法人として指定されていることを証する書類の写し
- (2) 認定都市利便増進協定の協定書の写し
- (3) 認定都市利便増進協定に係る認定通知書の写し
- (4) 条例第2条第1項の規定による申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当する書類
- (5) 整備等実施期間における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第2条第1項の認定をしたときは、その申請者に対し、第2号様式による地区運営計画認定書を交付し、同項の認定をしなかったときは、その申請者に対し、理由を付して第3号様式による地区運営計画を認定しない旨の通知書を交付するものとする。

(地区運営計画の変更の認定申請)

第4条 条例第3条第1項の認定の申請は、第4号様式による地区運営計画変更認定申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、認定地区運営計画の変更の内容を確認できる図書を添付しなければならない。

3 市長は、条例第3条第1項の認定をしたときは、その申請者に対し、第5号様式による地区運営計画変更認定書を交付し、同項の認定をしなかったときは、その申請者に対し、理由を付して第6号様式による地区運営計画の変更を認定しない旨の通知書を交付するものとする。

(地区運営計画の廃止の届出)

第5条 条例第4条の規定による届出は、認定地区運営計画の廃止をしようとする日の30日前までに、第7号様式による地区運営計画廃止届出書を市長に提出して行わなければならない。

(年度計画の認定申請)

第6条 条例第5条第1項の規定による申請は、市長が定める日までに第8号様式による年度計画認定申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 地区運営計画認定書の写し

(2) 当該年度における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第5条第1項の認定をしたときは、その申請者に対し、第9号様式による年度計画認定書を交付し、同項の認定をしなかったときは、その申請者に対し、理由を付して第10号様式による年度計画を認定しない旨の通知書を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 条例第7条第1項の実績報告書は、第11号様式によるものとする。

2 条例第7条第1項の実績報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 当該年度における認定整備等に関する収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 条例第7条第1項の実績報告書は、各年度の認定整備等の終了後20日以内に市長に提出しなければならない。

(地区運営計画の認定の取消し)

第8条 市長は、条例第9条の規定により認定地区運営計画の認定を取り消したときは、当該エリアマネジメント団体に対し、理由を付して第12号様式による地区運営計画認定取消通知書を交付するものとする。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

地区運営計画認定申請書

年 月 日

大阪市長 様

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

大阪市エリアマネジメント活動促進条例第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、本申請内容の適否の審査に当たって必要な書類審査、現地調査等に協力します。

1 法人の名称	
2 都市再生推進法人の指定年月日	年 月 日 ・ 番号
3 主たる事務所の所在地	
4 認定都市利便増進協定の名称	
5 認定都市利便増進協定の認定年月日	年 月 日 ・ 番号
6 地区運営計画の内容	

第2号様式（第3条関係）

地区運営計画認定書

第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年 月 日付けで申請のあった地区運営計画について、同計画が大阪市エリアマネジメント活動促進条例第2条第4項の規定に適合するものであることを認定します。

認定された地区運営計画の内容	
----------------	--

注 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第3号様式（第3条関係）

地区運営計画を認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年 月 日付けで申請のあった地区運営計画について、次の理由により認定しないことを通知します。

理由

注 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第4号様式（第4条関係）

地区運営計画変更認定申請書

年 月 日

大阪市長 様

所在地

名称

代表者の氏名

印

大阪市エリアマネジメント活動促進条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。
 なお、本申請内容の適否の審査に当たって必要な書類審査、現地調査等に協力します。

1	地区運営計画の認定年月日	年 月 日 ・ 番号
2	整備等実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
3	変更年月日	年 月 日
4 変更事項・内容・理由		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

第5号様式（第4条関係）

地区運営計画変更認定書

第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年 月 日付けで申請のあった地区運営計画の変更について、次のとおり認定します。

1 地区運営計画認定年月日	年 月 日 ・ 番号
2 整備等実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
3 変更年月日	年 月 日
変更事項	
変更内容	

注 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第6号様式（第4条関係）

地区運営計画の変更を認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年 月 日付けで申請のあった地区運営計画の変更について、次の理由により認定しないことを通知します。

理由

注 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第7号様式（第5条関係）

地区運営計画廃止届出書

年 月 日

大阪市長 様

所在地

名称

代表者の氏名

印

大阪市エリアマネジメント活動促進条例第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 地区運営計画の認定年月日	年 月 日 ・ 番号
2 整備等実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
3 廃止年月日	年 月 日
4 廃止理由	

第8号様式（第6条関係）

年度計画認定申請書

年 月 日

大阪市長 様

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

大阪市エリアマネジメント活動促進条例第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。
なお、本申請内容の適否の審査に当たって必要な書類審査、現地調査等に協力します。

1 地区運営計画	
認定年月日	年 月 日 ・ 番号
整備等実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
2 年度計画の内容	

第9号様式（第6条関係）

年度計画認定書

第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年 月 日付で申請のあった年度計画について、同計画が大阪市エリアマネジメント活動促進条例第5条第3項の規定に適合するものであることを認定します。

認定された年度計画の内容	
--------------	--

注 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第 10 号様式（第 6 条関係）

年度計画を認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年 月 日付けで申請のあった年度計画について、次の理由により認定しないことを通知します。

理由

注 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第 11 号様式（第 7 条関係）

実績報告書

年 月 日

大阪市長 様

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

大阪市エリアマネジメント活動促進条例第 7 条の規定により、次のとおり報告します。

1 認定年月日	年 月 日 ・ 番号
2 整備等実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
3 認定整備等の実施状況	
4 認定整備等の実施に係る 収支状況	
5 認定整備等の実施の効果	

第 12 号様式（第 8 条関係）

地区運営計画認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

年 月 日付けで行った地区運営計画の認定（番号 ）については、次の理由により取り消します。

理由

注 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、大阪市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

大阪市エリアマネジメント活動促進条例にかかる実施要領

(目的)

第1条 大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成25年大阪市条例第24号。以下「条例」という。）及び大阪市エリアマネジメント活動促進条例施行規則（平成26年規則第126号。以下「規則」という。）に係る地区運営計画の認定等については、条例及び規則に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、条例の例による。

(地区運営計画の認定手続)

第3条 都市再生整備推進法人が規則第3条第1項に規定する地区運営計画認定申請書を提出する場合、規則第1号様式中「6地区運営計画の内容」欄の記載に代えて第1号様式による地区運営計画書又はこれに相当する計画書の添付によることができる。

2 市長は、条例第2条第1項の申請があったときは、当該申請を受理した日から60日以内に同項の認定をするかどうか決定するものとする。

3 市長は、条例第2条第1項の認定を行う場合において、地区運営計画の一部を認定しない場合は、規則第3条第3項に規定する地区運営計画認定書に、第2号様式による地区運営計画のうち認定しない計画に関する内容を添付するものとする。

4 市長は、条例第2条第1項の認定を行うにあたっては、別途、市長の定めるところにより外部有識者の意見を聴くものとする。

(地区運営計画の変更手続)

第4条 都市再生整備推進法人が規則第4条第1項に規定する地区運営計画変更認定申請書を提出する場合、第3号様式による変更後の地区運営計画書を添付するとともに、当該地区運営計画の変更内容の説明に必要な図書を添付するものとする。

2 市長は、条例第3条第1項の認定の申請があったときは、当該申請を受理した日から60日以内に、同項の認定をするかどうか決定するものとする。

3 市長は条例第3条第1項の認定を行う場合において、その一部を認定しない場合は、規則第4条第3項に規定する地区運営計画変更認定書に、第4号様式による地区運営計画の変更のうち認定しない計画に関する内容を添付するものとする。

4 前条第4項の規定は、条例第3条第1項の認定を行う場合に準用する。ただし、次の各号に掲げる変更についてはこの限りでない。

(1) 整備等実施期間内における認定整備等の実施時期の変更

(2) 都市利便増進施設の種類並びに機能及び品等の変更を伴わない認定整備等の内容の変更

(年度計画の認定手続)

第5条 エリアマネジメント団体が規則第6条第1項に規定する年度計画認定申請書を提

出する場合、規則第8号様式による年度計画認定申請書の「2 年度計画の内容」欄への記載に代えて第5号様式による年度計画書又はこれに相当する計画書の添付によることができる。

2 規則第6条第2項第2号に規定する収支予算書には、見積書等、費用の算出の根拠とした書類を添付するものとする。

3 市長は、条例第5条第1項の申請があったときは、当該申請を受理した日から30日以内に同項の認定をするかどうか決定するものとする。

ただし、条例第6条第3項の分担金の徴収に関する事項を定めた条例が制定されていない場合は、当該条例の制定後とする。

4 市長は、条例第5条第1項の認定を行う場合において、当該計画の一部を認定しない場合は、規則第5条第3項に規定する年度計画認定書に第6号様式による年度計画のうち認定しない計画に関する内容を添付するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

実施要領第1号様式(第3条関係)

地区運営計画書			
区域の地名及び地番	面積	ha	
整備等実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
都市施設の現状及び課題			
目的・効果	都市利便増進施設の種類	施設等名称	整備又は管理の内容 実施期間
<p>本計画書の提出にあたっては、次の資料を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備又は管理の実施区域を示す図面 ・施設の位置及び整備等のイメージを示す図書 			

実施要領第2号様式(第3条関係)

地区運営計画のうち認定しない計画に関する内容			
都市利便増進施設の種別	施設等名称	整備又は管理の内容	認定しない理由
上記以外の内容			

実施要領第3号様式(第4条関係)

変更後の地区運営計画書				
区域の地名及び地番				面積
整備等実施期間	年 月 日 ~	年 月 日		ha
都市施設の現状及び課題				
目的・効果	都市利便増進施設の種類	施設等名称	整備又は管理の内容	実施期間
<p>変更部分には、下線を付してください。</p> <p>本計画書の提出にあたっては、必要に応じて次の資料を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備又は変更の内容を説明する図書 				

実施要領第4号様式(第4条関係)

地区運営計画の変更のうち認定しない計画に関する内容		
変更事項	変更内容	認定しない理由
上記以外の変更内容		

実施要領第5号様式(第5条関係)

年度計画書			
区域の地名及び地番	年月日～年月日	面積	ha
整備等実施期間	年月日～年月日		
都市利便増進施設の種類	施設等名称	整備又は管理の内容	
<p>本計画書の提出にあたっては、次の資料を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備又は管理の実施区域を示す図面 ・施設の位置及び整備等のイメージを示す図書 			

実施要領第6号様式(第5条関係)

年度計画のうち認定しない計画に関する内容			
都市利便増進施設の種別	施設等名称	整備又は管理の内容	認定しない理由
特記事項			

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。
- (3) 大阪市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (5) 業務を行うにあたって関係行政機関や他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること。
- (6) 大阪市暴力団排除条例（平成23年3月17日条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと並びに同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者が所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示す

るものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第118条第3項に規定する変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書(第3号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは法第118条第4項の規定により公示するものとする。

3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第121条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要と認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

(改善命令)

第6条 市長は、法第121条第2項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、法第121条第3項の規定により、推進法人が前条に規定する命令に違反したときは、第3条に規定する指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項に規定する取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定により聴聞を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

都市再生推進法人指定申請書

年 月 日

大阪市長 様

法人の住所
法人の名称
代表者氏名 印
(事務所の所在地)

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 定款又は寄附行為
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面
- 8 活動地域を示す図面
- 9 法第119条に規定する業務に関する計画書
- 10 その他都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

都市再生推進法人指定書

第 号
年 月 日

様

大阪市長

印

年 月 日付けの都市再生推進法人指定申請については、大阪市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項各号のいずれにも該当すると認められることから、都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人として指定します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守し、都市再生のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

- 1 法人の住所
- 2 法人の名称
- 3 代表者氏名
- 4 事務所の所在地
- 5 業務

第3号様式（第4条関係）

<p>都市再生推進法人名称等変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大阪市長 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 法人の住所 法人の名称 代表者氏名 （事務所の所在地） </p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p> <p>都市再生特別措置法第118条第3項の規定により届け出ます。</p>					
指定年月日・番号	年 月 日 第 号				
変更予定年月日	年 月 日				
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> その他				
変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">変更前</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">変更後</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	変更前		変更後	
	変更前				
変更後					
変更の理由					

※該当する□にレ印を記入してください。

第4号様式（第4条関係）

都市再生推進法人業務変更届出書	
<p>大阪市長 様</p>	<p>年 月 日</p>
<p>法人の住所 法人の名称 代表者氏名 (事務所の所在地)</p>	
<p>印</p>	
<p>大阪市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第3項の規定により届け出ます。</p>	
指定年月日・番号	年 月 日 第 号
変更年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

大阪市都市利便増進協定認定要領

(目的)

第1条 本要領は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第74条の3第1項に規定する都市利便増進協定の認定に関し、必要な事項を定める。

(都市利便増進協定の認定の申請)

第2条 法第74条の4の規定による都市利便増進協定の認定を申請しようとする者は、都市利便増進協定認定申請書（第1号様式）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市利便増進協定書
- (2) 都市利便増進協定締結の理由を記載した書面
- (3) 都市利便増進協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が都市利便増進協定の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面）
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市利便増進協定の変更の認定の申請)

第3条 法第74条の5第1項の規定による認定都市利便増進協定の変更の認定を受けようとする者は、都市利便増進協定変更認定申請書（第2号様式）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市利便増進協定書（変更後）
- (2) 都市利便増進協定の変更の理由を記載した書面
- (3) 変更した都市利便増進協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が都市利便増進協定の変更の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面）
- (6) 変更に係る部分の土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市利便増進協定に係る認定の通知)

第4条 市長は、第2条又は第3条の認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し、都市利便増進協定認定通知書（第3号様式）又は都市利便増進協定変更認定通知書（第4号様式）によりその旨通知するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

都市利便増進協定認定申請書

年 月 日

大阪市長様

住 所
申請者
氏 名
電 話

都市再生特別措置法第74条の4の規定による都市利便増進協定の認定について、関係図書を添えて申請します。

記

- 1 協定の名称
- 2 対象とする区域の地名及び地番
- 3 対象とする都市利便増進施設の種類
- 4 有効期間
- 5 特記事項

都市利便増進協定変更認定申請書

年 月 日

大阪市長様

住 所
申請者
氏 名
電 話

都市再生特別措置法第74条の5第1項の規定による都市利便増進協定の変更の認定について、関係図書を添えて申請します。

記

- 1 認定年月日及び文書番号
- 2 協定の名称
- 3 対象とする区域の地名及び地番
- 4 対象とする都市利便増進施設の種類
- 5 変更の内容
- 6 有効期間
- 7 特記事項

第3号様式（第4条関係）

都市利便増進協定認定通知書

第 年 月 日
号

様

大阪市長

印

都市再生特別措置法第74条の4の規定により、 年 月 日付けにて申請があつた都市利便増進協定を認定したので通知します。

記

- 1 協定の名称
- 2 対象とする区域の地名及び地番
- 3 対象とする都市利便増進施設の種類
- 4 有効期間
- 5 特記事項

第4号様式（第4条関係）

都市利便増進協定変更認定通知書

第 年 月 日 号

様

大阪市長

印

都市再生特別措置法第74条の5第1項の規定により、 年 月 日付けにて申請があった都市利便増進協定の変更を認定したので通知します。

記

- 1 認定年月日及び文書番号
- 2 協定の名称
- 3 対象とする区域の地名及び地番
- 4 対象とする都市利便増進施設の種類
- 5 変更の内容
- 6 有効期間
- 7 特記事項

施行日平成 27 年 3 月 30 日

大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成 26 年大阪市条例第 24 号。以下「エリアマネジメント条例」という。）第 6 条第 1 項に基づき交付する大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定め、エリアマネジメント活動の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、エリアマネジメント条例の例による。

(補助金の交付対象事業者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、エリアマネジメント条例第 5 条第 1 項の認定を受けたエリアマネジメント団体とする。

(補助対象経費及び補助限度額)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認定年度計画に基づき実施される認定整備等に要する費用に相当する額であって、当該年度内に確定した費用とする。

2 補助金の額は、当該認定年度計画に記載された額を上限とし、エリアマネジメント条例第 6 条第 2 項の規定に基づき徴収した分担金及び予算の範囲内で市長が認める額とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、事業開始日の属する月の前月末までに、市長に提出しなければならない。ただし、エリアマネジメント条例第 5 条の規定に基づく年度計画認定書の交付があった場合に限る。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 認定年度計画の写し
- (2) 年度計画認定書の写し
- (3) 事業費見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反しないかどうか、補助金の交付の対象となる認定整備等（以下「補助事業」という。）の目的及び内容等が適正であるかどうか並びに金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合は、規則第6条第1項に規定する条件を付するものとする。
- 3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付の申請が到達してから60日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金の交付の除外要件)

第7条 市長は、補助金の交付の申請を行った者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない旨の決定を行うものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、第6条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容又は規則第6条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付申請取下書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付の時期等)

第9条 市長は、補助事業の完了前に、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、大阪市エリアマ

ネジメント活動促進事業補助金交付請求書（第5号様式）により、第6条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で市長に請求するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払による交付の必要性を精査し、必要と認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助事業変更承認申請書（第6号様式）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助事業中止・廃止承認申請書（第7号様式）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更は、補助事業者の名称又は代表者の変更その他補助事業の目的に変更の無いものとして市長が認めるものをいう。ただし、この場合においても、あらかじめ大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助事業変更届出書（第8号様式）を市長に届け出なければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

（補助事業等の適正な遂行）

第12条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第13条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、随時、当該補助金の使途について必要な指示をし、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実のあった日から 20 日以内かつそれらの事実のあった日の属する本市会計年度の末日までに大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金実績報告書（第 10 号様式）（以下「実績報告書」という。）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) エリアマネジメント条例第 7 条第 1 項の規定による実績報告書の写し
- (2) 補助事業の収支内容を証する書類の写し

(補助金の額の確定等)

第 15 条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金額確定通知書（第 11 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第 16 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金精算書（第 12 号様式）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業が行われている場合にあつては、当該年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後 20 日以内に市長に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、実績報告書に概算払に係る精算内容を記載し、かつ、第 6 条第 1 項により通知された金額と前条により通知された金額に相違がないときは、実績報告書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。

4 市長は、第 1 項の規定による精算書又は前項の規定による実績報告書の内容を精査し精算により剰余が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

(決定の取消し)

第 17 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知は、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付決定取消通知書（第 13 号様式）によるものとする。

(関係書類の整備)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 15 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 30 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

大 阪 市 長 様

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の氏名印^{ふりがな}

代表者の生年月日 年 月 日 〇 日生

大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 内容

2 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 _____ 円
- (2) 算出の基礎

3 補助事業の開始日及び完了予定日

年 月 日～ 年 月 日

4 大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第7条に基づく確認事項(確認されましたら、□にチェックを入れてください)

- | |
|---|
| <p><input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような申請ではありません。
(注意1) 暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。
(注意2) 暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めています。</p> |
|---|

5 添付書類

- (1) 認定年度計画の写し
- (2) 年度計画認定書の写し
- (3) 事業費見積書の写し
- (4) その他 ()

様

大阪市長



大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 _____ 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第10条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

第3号様式（第6条関係）

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長



大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

(交付しない理由)

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

大 阪 市 長 様

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の氏名印

○

大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金の交付決定について、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

年 月 日

大 阪 市 長 様

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の氏名印

○

担当者連絡先（氏名・電話番号）

大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付の決定を受けた大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金について、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により請求します。

補助金交付請求額 円
 (交付決定額 円) ※金額の前には必ず¥を付けてください。

次に指定する金融機関の口座へ振り込んでください。

金融機関名称		支店名称	
預金種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

本市記入欄

局出納員・区会計 管理者確認印	印影等照合先（契約番号等）		執行主管コード	支出命令番号
	請求書等 確認者認印			
業務区分		<input type="checkbox"/> 歳出	<input type="checkbox"/> 歳入	<input type="checkbox"/> 歳計外
			<input type="checkbox"/> 基金	

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

大 阪 市 長 様

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の氏名印

○

大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助事業変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

大 阪 市 長 様

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の氏名印

○

大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）)

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

大 阪 市 長 様

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の氏名印

○

大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助事業変更届出書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、軽微な変更をすることとしましたので、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

(変更する内容及びその理由)

第9号様式（第11条関係）

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長



大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金について、次のとおり取消・変更したので、大阪市エリアマネジメント活動促進補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由

年 月 日

大 阪 市 長 様

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の氏名印

○

大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり実績を報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の予定金額 金 _____ 円
- 3 補助金の交付額 金 _____ 円
- 4 補助事業の確定額 金 _____ 円

5 添付書類

- (1) エリアマネジメント条例第7条第1項の規定による実績報告書の写し
- (2) 補助事業の収支内容を証する書類の写し

第 11 号様式 (第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

大阪市長



大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

年 月 日

大 阪 市 長 様

法人の主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の氏名印

○

大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	金	_____	円
	支出額	金	_____	円
	差引剰余額	金	_____	円

2 添付書類

- (1) エリアマネジメント条例第7条第1項の規定による実績報告書の写し
- (2) 補助事業の収支内容を証する書類の写し

第13号様式（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

大阪市長



大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第17条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

参考-2 大阪市都市計画提案制度手続要綱

大阪市都市計画提案制度手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2並びに都市再生特別措置法（平成14年法第22号。以下「特措法」という。）第37条及び第57条の2の規定に基づき、大阪市に対し提案される都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第2条 計画提案を行おうとする者は、手続きを円滑に進めるため、その内容について事前相談に努めるものとする。

2 前項の相談先は、都市計画局計画部都市計画課とする。

3 第1項の事前相談を行う場合は、事前相談書（第1号様式）を提出するものとする。

(土地所有者等への説明)

第3条 計画提案を行おうとする者は、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容等について、必要と認める場合は、法第21条の2に規定する土地所有者等（以下「土地所有者等」という。）及び周辺住民等へ説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

(提出図書)

第4条 法第21条の2の規定に基づき、計画提案を行おうとする者は、次の図書を市長へ提出するものとする。

(1) 都市計画提案書（第2号様式）

(2) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第13条の4第1項第1号に規定する都市計画の素案として、次に掲げる図書

ア 都市計画の種類、名称、位置、区域、面積、理由等を具体的に記入した計画提案の概要（計画書）（第3号様式）

イ 各都市計画（今回の提案に係る都市計画を含む）の関連が明らかになるような図面（縮尺1/25,000）（総括図）

ウ 提案に係る都市計画の区域の範囲が明確に表示された図面（縮尺1/2,500以上の平面図等）（計画図）

エ その他計画提案に関連する図面等

(3) 法第21条の2第3項第2号の同意を得たことを証する書類として、次に掲げる図書

ア 提案対象区域内の土地所有者等の同意書（第4号様式）

イ 権利者関係調書（第5号様式）

ウ 全土地所有者等一覧表（第6号様式）及び土地の位置関係が分かる図面

エ 提案対象区域内の土地に係る登記事項証明書及び公図の写し。登記が完了していない場合にあつては、対抗要件を有することを証明する図書

- (4) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類として次に掲げるもののうち必要と認められる図書
- ア 法人登記事項証明書
 - イ 定款又は寄付行為
 - ウ 開発許可証及び検査済証の写しその他の都市計画法施行規則第 13 条の 3 第 1 号イ又はロに定める事実を証する書類
 - エ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、都市計画法施行規則第 13 条の 3 第 2 号イからハまでに該当する者がいないことを誓約する書類（第 7-1 号様式、第 7-2 号様式）
- (5) 提案対象区域内及びその周辺住民等に対する説明の経緯に関する資料（第 8 号様式）
- (6) 周辺環境等への検討に関する資料（第 9 号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、提案内容の説明のために必要な資料
- 2 特措法第 37 条の規定に基づき、計画提案を行おうとする者は、都市計画提案書（第 2 号様式）に都市再生特別措置法施行規則（平成 14 年国土交通省令第 66 号）第 7 条各号に掲げる図書（同条第 1 号に規定する都市計画の素案は前項第 2 号アからエまでに掲げる図書とし、同条第 4 号の同意を得たことを証する書類は前項第 3 号アからエまでに掲げる図書とする。）及び前項第 4 号から第 7 号までに掲げる図書を添付し、市長へ提出するものとする。
- 3 特措法第 57 条の 2 の規定に基づき、計画提案を行おうとする者は、都市計画提案書（第 2 号様式）に都市再生特別措置法施行規則（平成 14 年国土交通省令第 66 号）第 18 条の 2 各号に掲げる図書（同条第 1 号に規定する都市計画の素案は第 1 項第 2 号アからエまでに掲げる図書とし、同条第 4 号の同意を得たことを証する書類は第 1 項第 3 号アからエまでに掲げる図書とする。）及び第 1 項第 5 号から第 7 号までに掲げる図書を添付し、市長へ提出するものとする。
- 4 前 3 項に規定する図書の提出先は、都市計画局計画部都市計画課とする。

（同意数の確認方法）

第 5 条 法第 21 条の 2 第 3 項第 2 号及び特措法第 37 条第 2 項第 2 号に規定する「3分の 2 以上の同意」に係る考え方は、次のとおりとする。

- (1) 土地所有者等の権利者については、提案対象区域内の土地についての所有権又は借地権を有する者がそれぞれ権利を有することとし、合計した総権利者数に対して同意した者の有する権利者数を比較し、3分の 2 以上であること。
- (2) 面積については、提案対象区域内の土地の地積と借地権の目的となっている土地の地積の合計を総地積とし、この総地積に対して同意した者が所有する土地及び同意した者が有する借地権の目的となっている土地の地積合計を比較し、3分の 2 以上であること。
- (3) 前 2 号において、共有者又は共同借地権者により構成される土地の場合にあつては土地の所有割合又は借地割合に応じて権利者数又は土地の地積を按分算出し、割合が不明である場合にあつては等分とする。

(計画提案の受理)

第6条 市長は、計画提案があった場合は、速やかに第4条に掲げる提出図書の確認を行い、提案に必要な要件を満たしていると認めるときは、これを受理する。

- 2 市長は、提出図書に補正すべき事項を認めたときは、計画提案を行おうとする者に提出図書の補正を求めることができる。
- 3 市長は、前項の規定により計画提案を行おうとする者に対して補正を求めるときは、計画提案を行おうとする者に対し、相当の期間を指定して、補正を行うべき事項について通知（第10号様式）を行う。
- 4 前項の規定による通知を行ったときは、補正が行われるまで計画提案を受理しないものとする。

(計画提案の取下げ)

第7条 市長が受理した計画提案について、提案者は理由を付してこれを取り下げることができる。

- 2 前項の規定により計画提案を取り下げるときは、提案者は取下書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(計画提案に対する判断)

第8条 市長は、計画提案をふまえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうか、次の基準に基づき、総合的に判断するものとする。

- (1) 大阪市のまちづくりの方針(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市再開発方針、住宅市街地の開発整備の方針、大阪市基本構想その他計画提案に関連する各種計画及び方針)に即していること
- (2) 都市基盤及び周辺環境に配慮されていること
- (3) 計画提案対象区域内及びその周辺の住民等との調整が整い、概ね賛同が得られていること
- (4) 法第21条の2第3項又は特措法第37条第2項の規定に即していること
- (5) 法又は特措法の目的に合致するものであること

(都市計画の決定等をする必要があると判断した場合の手続)

第9条 市長は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があると判断した場合は、計画提案を踏まえて、都市計画の決定等の市の素案（以下「行政素案」という。）を作成する。

- 2 市長は、都市計画の決定又は変更をする必要があると判断した旨、行政素案及びこれに対する意見書を提出できる旨を提案者に対して通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による意見書の提出について、提出できる期間を定めることができる。
- 4 市長は、第2項の規定による意見書が提出された場合は、提案者の意見を踏まえ、都市計画の案を作成し、都市計画手続きを進めるものとする。

(都市計画の決定等をする必要がないと判断した場合の手続き)

第10条 市長は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断した場合は、遅滞なく、その旨及びその理由を、提案者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ都市計画審議会に計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、計画提案の手続きに関し必要な事項は、都市計画局長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

事前相談書

年 月 日

大阪市都市計画局計画部都市計画課長 様

住所（法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体の場合は名称及び代表者氏名）

印

連絡先（電話 — — ）

都市計画を定めようとする区域の情報

場所	
面積	
筆数	
土地所有者の数	
現在の都市計画	

都市計画の提案に関する情報

提案の理由	
提案の内容	
区域内の土地所有者等の状況	
その他	

2号様式（第4条関係）

都市計画提案書

年 月 日

大阪市長 様

提案者(※1) 住所（法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体の場合は名称及び代表者氏名）

印

連絡先（電話 — — ）

都市計画法第21条の2又は都市再生特別措置法第37条若しくは第57条の2の規定に基づき、次の図書を添えて、都市計画の決定又は変更について提案します。

記

□1 都市計画法第21条の2に基づく計画提案

(1) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第13条の4第1項第1号に規定する都市計画の素案として、次に掲げる図書

ア 都市計画の種類、名称、位置、区域、面積、理由等を具体的に記入した計画提案の概要（計画書）（第3号様式）

イ 各都市計画（今回の提案に係る都市計画を含む）の関連が明らかになるような図面（縮尺1/25,000）（総括図）

ウ 都市計画の区域の範囲が明確に表示された図面（縮尺1/2,500の平面図等）（計画図）

エ その他（ ）

(2) 都市計画法第21条の2第3項第2号の同意を得たことを証する書類として、次に掲げる図書

ア 提案対象区域内の土地所有者等の同意書（第4号様式）

イ 権利者関係調書（第5号様式）

ウ 全土地所有者等一覧表（第6号様式）及び土地の位置関係がわかる図面

エ 提案対象区域内の土地に係る登記事項証明書及び公図の写し（※2）

(3) 計画提案を行うことができるものであることを証する書類として次に掲げる図書のうち必要と認められる図書（※3）

ア 法人登記事項証明書

イ 定款又は寄付行為

ウ 都市計画法施行規則第13条の3第1項第1号イ又はロに定める事実を証する書類

エ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、都市計画法施行規則第13条の3第1項第2号イからハマまでに該当する者がいないことを誓約する書類（第7-1号様式、第7-2号様式）

(4) 提案対象区域内及びその周辺住民等に対する説明の経緯に関する資料（第8号様式）

(5) 周辺環境等への検討に関する資料（第9号様式）

(6) 前各号に掲げるもののほか、提案内容の説明に必要な書類

□2 都市再生特別措置法第37条に基づく計画提案

都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号）第7条の各号に掲げる図書及び上記1（3）から（6）に掲げる図書

（なお、同条第1号に規定する都市計画の素案は上記1（1）アからエまでに掲げる図書とし、同条第4号の同意を得たことを証する書類は上記1（2）アからエまでに掲げる図書とする。）

□3 都市再生特別措置法第57条の2に基づく計画提案

都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号）第18条の2の各号に掲げる図書及び上記1（4）から（6）に掲げる図書

（なお、同条第1号に規定する都市計画の素案は上記1（1）アからエまでに掲げる図書とし、同条第4号の同意を得たことを証する書類は上記1（2）アからエまでに掲げる図書とする。）

注意

(※1) 数人が共同して計画提案を行う場合には、代表者を定め、その住所・氏名を記入してください。（大阪市からの通知は代表者あてに行います。）

(※2) 証明書及び公図の写しは、交付後3箇月以内のもの。登記が完了していない場合にあつては、その対抗要件を有することを証する図書を添付してください。

(※3)

・法人の場合、ア及びイを提出してください。

・都市計画法施行規則第13条の3で定める団体である場合は、ウ及びエを提出してください。

第3号様式（第4条関係）

計画提案の概要（計画書）

<p>都市計画の種類 （該当する都市計画の種類を全てご記入ください。）</p>	
<p>名称</p>	
<p>位置及び区域</p>	<p>添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括図（縮尺 1/25,000） ・計画図（縮尺 1/2,500 以上）
<p>面積（ヘクタール）</p>	
<p>理由</p>	
<p>計画提案の内容</p>	

第4号様式（第4条関係）

提案対象区域内の土地所有者等の同意書

年 月 日

住所（法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体の場合は名称及び代表者氏名）

印

連絡先（電話 — — ）

私は、都市計画法第21条の2又は都市再生特別措置法第37条若しくは第57条の2の規定に基づく下記の計画提案に同意します。

同意する者の土地	所在及び地番	
	地目	
	面積（㎡）	
	権利の種別 （共有名義の場合、 持分割合、借地割合）	所有権 ・ 地上権 ・ 賃借権 （ / ） （ / ） （ / ）

同意する計画提案	提案者氏名 （代表者名）	
	名称	
	内容	

※印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）を添付してください。

（同意書番号）

第5号様式（第4条関係）

権利者関係調書

1 提案対象区域内の権利者集計表

種 別	権利者数※1	地積※1
所有権者	人	m ²
地上権者	人	m ²
賃借権者	人	m ²
合 計	A 人	B m ²

※1 共有者、共同借地権者により構成される土地の場合は、所有割合、借地割合に応じ、按分した数字を記入してください。

2 同意した者の権利者数及び地積集計表

種 別	同意した者の 権利者数※2	地積※2
所有権者	人	m ²
地上権者	人	m ²
賃借権者	人	m ²
合 計	C 人	D m ²
法定要件 ※3	A×2/3 人	B×2/3 m ²

※2 共有者、共同借地権者により構成される土地の場合は、同意した者の所有割合、借地割合に応じ、按分した数字を記入してください。

※3 法定要件である「3分の2」にあたる数字を記入してください。

第6号様式（第4条関係）

全土地所有者等一覧表（全 枚中 枚目）

番号	土地の所在地・地番※1	権利の種類	権利者名	面積(m ²)	持分	同意書番号※2
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

（※1）できるだけ、土地の所在地・地番ごとに権利者を記入してください。

（※2）同意がある場合は「提案対象区域内の土地所有者等の同意書（第4号様式）」の同意書番号を、同意がない場合は「-」を記入してください。

第7-1号様式（第4条関係）

誓約書

年 月 日

大阪市長 様

提案者(※1) 住所（主たる事務所の所在地）

団体名

代表者名

印

（計画提案の名称）

上記の都市計画の素案を大阪市へ提案するにあたって、当団体の役員(※2)（当団体の役員一覧は第7-2号様式に示すとおり）のうちに、下表のいずれかに該当する者がいない団体であることに相違ありません。

（表）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 成年被後見人又は被保佐人・ 破産者で復権を得ない者・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者・ 都市計画法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 |
|---|

注意

- (※1) 数人が共同して計画提案を行う場合には、代表者を定め、その住所・氏名を記入してください。（大阪市からの通知は代表者あてに行います。）
- (※2) 役員とは、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。

第7-2号様式（第4条関係）

役員一覧

住所

団体名

代表者名

当団体における役員は、以下のとおりです。

役職名	氏名

第8号様式（第4条号関係）

提案対象区域内及びその周辺住民等に対する説明の経緯に関する資料

1 説明会の開催状況

年月日	場所（会場名）	参加者数	備考
年 月 日		人	
年 月 日		人	
年 月 日		人	
年 月 日		人	

2 説明会開催の周知方法等

3 出席者からの意見及び質疑応答（議事録等があれば、添付してください。）

4 添付書類一覧（説明会での配付書類を添付してください。）

第9号様式（第4条関係）

周辺環境等への検討に関する資料

この度提案する都市計画の決定又は変更による周辺環境等への影響は、以下のとおりです。

項目	検討・配慮された内容についての記述
(例) 日影規制、風害、高さ制限、電波障害、景観、交通処理計画、下水処理 等※	
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> ※検討する内容については、案件によって異なりますので、都市計画課と事前に調整してください。 </div>	

(参考) 対象となる法令に○を付けてください。

- ・環境影響評価法
- ・大阪府環境影響評価条例
- ・大阪市環境影響評価条例
- ・廃棄物処理法
- ・その他 ()

第 10 号様式（第 6 条関係）

補正通知書

第 号
年 月 日

提案者(※)

様

大阪市長

1 計画提案書提出日 年 月 日

2 計画提案の名称

3 補正期限 年 月 日

上記計画提案は、下記の理由により手続を進められません。

つきましては、上記補正期限までに必要事項について補正を行うよう求めます。

なお、補正が行われるまでは計画提案を受理しませんのでご注意ください。

内容	
理由	
備考	

注意

(※) 数人が共同して計画提案を行う場合には、代表者を定め、その住所・氏名を記入してください。(大阪市からの通知は代表者あてに行います。)

第 11 号様式（第 7 条関係）

大阪市長様

年 月 日

提案者(※) 住所（法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

取下書

都市計画法第 21 条の 2 又は都市再生特別措置法第 37 条若しくは第 57 条の 2 の規定に基づき下記の計画提案を取下げます。

記

1 計画提案の提出年月日 年 月 日

2 計画提案の名称

以上

注意

(※) 数人が共同して計画提案を行う場合には、代表者を定め、その住所・氏名を記入してください。（大阪市からの通知は代表者あてに行います。）

参考-3 関係法令等の条文抜粋

1.都市再生特別措置法

1-1 都市再生推進法人

第八章 都市再生推進法人

(都市再生推進法人の指定)

第百十八条 市町村長は、特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって政令で定める要件に該当するものであって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進法人の業務)

第百十九条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次に掲げる事業を施行する民間事業者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

イ 第四十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であって都市再生基本方針に基づいて行われるもの

ロ 立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における都市開発事業であって住宅の整備に関するもの

ハ 立地適正化計画に記載された誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業

ニ 立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内における跡地等の管理に関する事業

二 特定非営利活動法人等による前号の事業の施行に対する助成を行うこと。

三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。

イ 第一号の事業

ロ 公共施設又は駐車場その他の第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして国土交通省令で定める施設の整備に関する事業

四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における公共施設又は第三号ロの国土交通省令で定める施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。

六 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行うこと。

七 跡地等管理協定に基づき跡地等の管理を行うこと。

八 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

九 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。

十 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

(推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第二百二十条 (条文省略)

(監督等)

第二百二十一条 市町村長は、第百十九条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、推進法人が第百十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第百十八条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(民間都市機構の行う推進法人支援業務)

第二百二十二条 民間都市機構は、第二十九条第一項、第七十一条第一項、第七十八条第一項及び第百三条第一項に規定する業務のほか、推進法人によるその業務の円滑な実施のため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 推進法人による第百十九条第二号に掲げる業務（都市開発事業に係るものに限る。）の実施に対する助成を行うこと。

二 推進法人に対し、その業務（民間事業者による都市開発事業に係るものに限る。）の実施に関し必要な情報の提供、助言又はあっせんその他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により、民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、民間都市開発法第十一条第一項及び第十二条中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び都市再生特別措置法第二百二十二条第一項各号」と、民間都市開発法第十四条中「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第四条第一項第一号及び第二号並びに都市再生特別措置法第二百二十二条第一項第一号」と、民間都市開発法第二十条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項（都市再生特別措置法第二百二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第十一条第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条（都市再生特別措置法第二百二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

3 民間都市機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては、国土交通省令で定める基準に従って行わなければならない。

(情報の提供等)

第二百二十三条 国及び関係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

1-2 都市再生整備計画

第五章 都市再生整備計画に係る特別の措置

第一節 都市再生整備計画の作成等

(都市再生整備計画)

第四十六条 市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針。第八十一条第一項及び第百十九条第一号イにおいて同じ。）に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。

2 都市再生整備計画には、第一号から第五号までに掲げる事項を記載するものとともに、第六号に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 都市再生整備計画の区域及びその面積

二 前号の区域内における都市の再生に必要な次に掲げる事業に関する事項

イ 公共公益施設の整備に関する事業

ロ 市街地再開発事業

ハ 防災街区整備事業

ニ 土地区画整理事業

ホ 住宅施設の整備に関する事業

ヘ その他国土交通省令で定める事業

三 前号の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

四 前二号の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

五 計画期間

六 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する方針

3 前項第二号及び第三号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務（以下「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が実施する事業等（市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。

4 市町村は、都市再生整備計画に特定非営利活動法人等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。

- 5 第二項第二号イからへまでに掲げる事業に関する事項には、当該事業の実施のために必要な都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画（都市計画法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画（同法第八十七条の二第一項の規定により同項の指定都市が定めることとされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。）であって第五十一条第一項の規定に基づき当該市町村が決定又は変更をすることができるもの（以下「市町村決定計画」という。）及び当該市町村による当該都市計画の決定又は変更の期限（以下「計画決定期限」という。）を記載することができる。
- 6 市町村は、都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
- 7 第二項第二号イに掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは都道府県道（同条第三号の都道府県道をいう。以下この条において同じ。）の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物（同法第二条第二項に規定する道路の附属物をいう。）の新設若しくは改築（いずれも同法第十二条ただし書、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百六十三号。第五十八条第一項において「昭和三十三年道路法改正法」という。）附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の新設等」という。）であって第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業（以下「市町村施行国道新設等事業」という。）に関する事項を記載することができる。
- 8 第二項第三号に掲げる事項には、国道又は都道府県道の維持又は修繕（道路法第十三条第一項及び第十五条の規定により都道府県が行うこととされているもの（同法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の維持等」という。）であって第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業（以下「市町村施行国道維持等事業」という。）に関する事項を記載することができる。
- 9 市町村は、都市再生整備計画に市町村施行国道新設等事業又は市町村施行国道維持等事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。
- 10 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）のうち、都市の再生に貢献し、道路（同法による道路に限る。第六十二条において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

- 1 1 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。
- 1 2 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域（都市再生緊急整備地域内にある土地の区域を除く。）のうち、都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき土地の区域であって、当該区域における都市開発事業の施行後の土地の高度利用及び公共施設の整備の状況その他の状況からみて、都市開発事業の施行に関連して当該区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者）による歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるもの及び当該経路の整備又は管理に関する事項を記載することができる。
- 1 3 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域のうち、広場、街灯、並木その他の都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設等であって国土交通省令で定めるもの（以下「都市利便増進施設」という。）の配置及び利用の状況その他の状況からみて、当該区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者（当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。第七十四条第一項において同じ。）又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人による都市利便増進施設の一体的な整備又は管理（当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であって、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。）が必要となると認められる区域及び当該都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。
- 1 4 都市再生整備計画は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、同法第七条の二の都市再開発方針等並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 1 5 市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に都市再生整備計画の写しを送付しなければならない。この場合において、当該都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載したときは、国土交通省令で定めるところにより、これらの事項を公告しなければならない。
- 1 6 第二項から前項までの規定は、都市再生整備計画の変更について準用する。

（都市再生推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案）

第四十六条の二 第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市再生整備計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下「都市再生整備計画提案」という。）に係る都市再生整備計画の素案の内容は、都市再生基本方針（当該都市再生整備計画提案に係る土地の区域が都市再生緊急整備

地域内にあるときは、都市再生基本方針及び地域整備方針)に基づくものでなければならない。

(都市再生整備計画提案に対する市町村の判断等)

第四十六条の三 市町村は、都市再生整備計画提案が行われたときは、遅滞なく、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画（都市再生整備計画提案に係る都市再生整備計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市再生整備計画をいう。次条において同じ。）の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市再生整備計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成等をしない場合にとるべき措置)

第四十六条の四 市町村は、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該都市再生整備計画提案をした都市再生推進法人に通知しなければならない。

1-3 道路占用の特例

第五章 都市再生整備計画に係る特別の措置

第三節 都市計画等の特例

第四款 道路の占用の許可基準の特例

第六十二条 都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。
- 二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。
- 三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
- 2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。
- 4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。
- 5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、都市再生特別措置法第四十六条第十項の措置を記載した書面を添付して、」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

1-3 補足 特例道路占用施設（同法施行令より）

（都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等）

第十六条 法第四十六条第十項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

1-4 都市利便増進協定

第六節 都市利便増進協定

（都市利便増進協定）

第七十四条 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十三項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者（以下「土地所有者等」という。）又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「都市利便増進協定」という。）を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2 都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置
- 二 前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法
- 三 第一号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法
- 四 都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手續
- 五 都市利便増進協定の有効期間
- 六 その他必要な事項

（都市利便増進協定の認定基準）

第七十五条 市町村長は、前条第一項の認定（以下「協定の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

- 一 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。
- 二 都市利便増進協定において定める前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第四十六条第十三項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。
- 三 都市利便増進協定において定める前条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。
- 四 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。

(都市利便増進協定の変更)

第七十六条 土地所有者等又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定（以下「認定都市利便増進協定」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(協定の認定の取消し)

第七十七条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。

一 認定都市利便増進協定の内容が第七十五条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。

(民間都市機構の行う都市利便増進協定推進支援業務)

第七十八条 民間都市機構は、第二十九条第一項及び第七十一条第一項に規定する業務のほか、認定都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設（民間事業者による都市開発事業に関連して整備されるものに限る。）の一体的な整備又は管理を支援するため、国土交通大臣の承認を受けて、当該認定都市利便増進協定を締結している土地所有者等に対し、当該一体的な整備又は管理に関し必要な情報の提供、助言又はあっせんその他の援助を行うことができる。

2 前項の規定により、民間都市機構が同項に規定する業務を行う場合には、民間都市開発法第十一条第一項及び第十二条中「第四条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第四条第一項各号に掲げる業務及び都市再生特別措置法第七十八条第一項に規定する業務」と、民間都市開発法第二十条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項（都市再生特別措置法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第十一条第一項」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条（都市再生特別措置法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第七十九条 第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人が認定都市利便増進協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進法人（都市再生特別措置法第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「推進法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は推進法人」とする。

(国等の援助)

第八十条 国及び関係地方公共団体は、都市利便増進協定を締結し、又は締結しようとする土地所

有者等に対し、都市利便増進協定の締結及び円滑な実施に関し必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

1-4 補足 都市利便増進施設（同法施行規則より）

（都市利便増進施設）

第十二条の二 法第四十六条第十三項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
- 二 公園、緑地、広場その他これらに類するもの
- 三 噴水、水流、池その他これらに類するもの
- 四 食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの
- 五 広告塔、案内板、看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの
- 六 アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの
- 七 備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの
- 八 街灯、防犯カメラその他これらに類するもの
- 九 太陽光を電気に変換するための設備、雨水を利用するための雨水を貯留する施設その他これらに類するもの
- 十 彫刻、花壇、樹木、並木その他これらに類するもの

2.都市計画法

2-1 地区計画

（地区計画等）

第十二条の四 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる計画を定めることができる。

- 一 地区計画
- 二 密集市街地整備法第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画
- 三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第一項の規定による歴史的風致維持向上地区計画
- 四 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第一項の規定による沿道地区計画
- 五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第一項の規定による集落地区計画

2 地区計画等については、都市計画に、地区計画等の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

（地区計画）

第十二条の五 地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画とし、次の各号のいずれかに該当する土地の区域について定めるものとする。

- 一 用途地域が定められている土地の区域
- 二 用途地域が定められていない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの
 - イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域
 - ロ 建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの
 - ハ 健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域
- 2 地区計画については、前条第二項に定めるもののほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設（以下「地区施設」という。）及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画（以下「地区整備計画」という。）
 - 二 当該地区計画の目標
 - 三 当該区域の整備、開発及び保全に関する方針
- 3 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るため、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域（以下「再開発等促進区」という。）を都市計画に定めることができる。
 - 一 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域であること。
 - 二 土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域であること。
 - 三 当該区域内の土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献することとなる土地の区域であること。
 - 四 用途地域が定められている土地の区域であること。
- 4 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、劇場、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する大規模な建築物（以下「特定大規模建築物」という。）の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域（以下「開発整備促進区」という。）を都市計画に定めることができる。
 - 一 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域であること。
 - 二 特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域であること。
 - 三 当該区域内において特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献することとなる土地の区域であること。
 - 四 第二種住居地域、準住居地域若しくは工業地域が定められている土地の区域又は用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）であること。

- 5 再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画においては、第二項各号に掲げるもののほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画施設及び地区施設を除く。）の配置及び規模
 - 二 土地利用に関する基本方針
- 6 再開発等促進区又は開発整備促進区を都市計画に定める際、当該再開発等促進区又は開発整備促進区について、当面建築物又はその敷地の整備と併せて整備されるべき公共施設の整備に関する事業が行われる見込みがないときその他前項第一号に規定する施設の配置及び規模を定めることができない特別の事情があるときは、当該再開発等促進区又は開発整備促進区について同号に規定する施設の配置及び規模を定めることを要しない。
- 7 地区整備計画においては、次に掲げる事項（市街化調整区域内において定められる地区整備計画については、建築物の容積率の最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物等の高さの最低限度を除く。）を定めることができる。
- 一 地区施設の配置及び規模
 - 二 建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの
 - 三 現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの
- 8 地区計画を都市計画に定める際、当該地区計画の区域の全部又は一部について地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めるときは、当該地区計画については、地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

2-2 都市計画提案

（都市計画の決定等の提案）

第二十一条の二 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項において同じ。）の決定又は変更をすることを提案することができる。

この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ていること。

（計画提案に対する都道府県又は市町村の判断等）

第二十一条の三 都道府県又は市町村は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえた都市計画（計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

第二十一条の四 都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画（当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。）の決定又は変更をしようとする場合において、第十八条第一項又は第十九条第一項（これらの規定を第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

（計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置）

第二十一条の五 都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 都道府県又は市町村は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かななければならない。

3.地方自治法

第二編 普通地方公共団体

第九章 財務

第三節 収入

(地方税)

第二百二十三條 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

(分担金)

第二百二十四條 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十七条 省略)

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八條 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て)

第二百二十九條 第三百八条の四第一項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

- 2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項 本文又は第四十五条 の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。
- 4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 第四項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第三項の処分

については、裁判所に出訴することができない。

(第二百三十条、二百三十一条、二百三十一条の二 省略)

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項 本文又は第四十五条 の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

